

## 2 内 水 面

### (1) 漁 業 権 一 覧

#### ① 共 同 漁 業 権

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共 同 漁 業 権	内共第1号 (養老川)	第5種	養 老 川	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	市原市及び夷隅郡大多喜町地先 (養老川及びその支派川)
	内共第2号 (小櫃川)	第5種	小 櫃 川	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	木更津市、袖ヶ浦市、 君津市及び鴨川市地先 (小櫃川及びその支派川)
	内共第3号 (湊川)	第5種	湊 川	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	富津市地先 (湊川及びその支派川)
	内共第4号 (夷隅川)	第5種	夷 隅 川	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	いすみ市、勝浦市並び に夷隅郡大多喜町及び 御宿町地先 (夷隅川、その支派川 及びその旧川)
	内共第5号 (南白亀川)	第1種 第5種	南 白 亀 川	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	茂原市及び長生郡白子町地先 (南白亀川及びその支派川)
	内共第6号 (栗山川)	第5種	栗 山 川	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	匝瑳市、香取市、香取郡 多古町並びに山武郡芝 山町及び横芝光町 地 先 (栗山川及びその支派川)
	内共第7号 (手賀沼)	第5種	手 賀 沼 我孫子手賀沼	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	柏市、我孫子市、白井市 及び印西市地先 (手賀沼及びその支派川)
	内共第8号 (印旛沼)	第5種	印 旛 沼	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	成田市、佐倉市、八千代 市、印西市及び印旛郡 栄町地先 (印旛沼及びその支派川)

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
市原市及び夷隅郡 大多喜町	あゆ (6/1～9/30、12/1～31) こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) おいかわ (1/1～12/31) うぐい (1/1～12/31) うなぎ (1/1～12/31) わかさぎ (1/1～12/31)	なし
木更津市、袖ヶ浦市、 君津市及び鴨川市	あゆ (6/1～9/30、12/1～31) こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) おいかわ (1/1～12/31) うぐい (1/1～12/31) うなぎ (1/1～12/31) にじます (1/1～12/31) わかさぎ (1/1～12/31)	なし
富津市	あゆ (6/1～9/30、12/1～31) こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) おいかわ (1/1～12/31)	富津市豊岡地先の戸面原ダム下流端の線から下流 50 メートルの区域、同市数馬地先の取水堰上流端の線から上流 50 メートルの区域及び同取水堰下流端の線から下流 50 メートルの区域では、定置性網漁具を使用してはならない。
いすみ市、勝浦市並び に夷隅郡大多喜町 及び御宿町	あゆ (6/1～9/30、12/1～31) こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) おいかわ (1/1～12/31) うぐい (1/1～12/31) うなぎ (1/1～12/31)	なし
茂原市及び長生郡 白子町	しじみ (1/1～12/31) こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) うなぎ (1/1～12/31)	なし
匝瑳市、香取市、 香取郡多古町並びに 山武郡芝山町及び 横芝光町	こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) うなぎ (1/1～12/31)	なし
柏市、我孫子市、白井 市及び印西市	こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) うなぎ (1/1～12/31) わかさぎ (1/1～12/31)	なし
成田市、佐倉市、八千 代市、印西市及び印旛 郡栄町	こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) うなぎ (1/1～12/31) わかさぎ (1/1～12/31) もつご (1/1～12/31)	八千代市平戸地先の平戸橋下流端の線と同市村上地先の村上橋上流端の線との間の新川、印西市及び印旛郡栄町地先の長門川並びに旧長門川では、定置性漁具（さし網及びせんは除く。）を使用してはならない。

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共同漁業権	内共第9号 (与田浦)	第5種	佐原	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	香取市地先 (与田浦川(与田浦を含む)及びその支派川)
	内共第10号 (利根川)	第5種	佐原	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	香取市地先 (利根川)
	内共第11号 (利根川)	第5種	笹利川 中根 北総	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	香取市及び香取郡東庄町地先 (利根川)
	内共第12号 (利根川)	第1種	銚子市 下利根 中利根	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	銚子市及び香取郡東庄町地先 (利根川)
	内共第13号 (小糸川)	第5種	小糸川	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	君津市地先 (小糸川及びその支派川)
	内共第14号 (利根川)	第5種	手賀沼 印旛沼 新利根 鬼怒利根 埼玉県北部	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	千葉県野田市、柏市、我孫子市、 印西市、印旛郡栄町、成田市 及び香取郡神崎町、茨城県古河 市、猿島郡五霞町及び境町、 坂東市、守谷市、取手市、 北相馬郡利根町、稲敷郡河内町 並びに稲敷市並びに埼玉県 加須市及び久喜市地先 (利根川)
	内共第15号 (小櫃川)	第1種	小櫃川	H. 26. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	木更津市及び袖ヶ浦市 地先 (小櫃川)

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共同漁業権	内共第11号 (江戸川) ※ 東京都知事免許	第1種	東京東部 埼玉東部 市川市 松戸市	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	江戸川区及び葛飾区の各地先 埼玉県三郷市、吉川市、北葛飾郡 松伏町、同郡杉戸町、春日部市及 び幸手市の各地先 千葉県浦安市、市川市、松戸市、 流山市及び野田市の各地先 茨城県猿島郡五霞町地先 (江戸川及びその支派川)
		第5種			

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
香取市	こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) うなぎ (1/1～12/31)	なし
香取市	こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) うなぎ (1/1～12/31)	なし
銚子市富川町、森戸町、笹本町、桜井町及び宮原町、香取郡東庄町並びに香取市	こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) うなぎ (1/1～12/31)	なし
銚子市及び香取郡東庄町	かき (1/1～12/31) あさり (1/1～12/31) はまぐり (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31)	なし
君津市	こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) おいかわ (1/1～12/31) うぐい (1/1～12/31)	なし
千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、常総市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市	こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) うなぎ (1/1～12/31)	茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門堰堤上流端から上流 50 メートルの区域においては、網漁具を使用してはならない。
木更津市、袖ヶ浦市、及び君津市	しじみ (1/1～12/31)	なし

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区 茨城県猿島郡五霞町 埼玉県春日部市、三郷市、幸手市、吉川市、北葛飾郡杉戸町及び同郡松伏町 千葉県市川市、松戸市、野田市、流山市及び浦安市	しじみ (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31) こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) うなぎ (1/1～12/31)	茨城県猿島郡五霞町の関宿水閘門えん堤下流端から下流 100 メートルの区域においては、網漁具の使用をしてはならない。

② 区画漁業権

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
区 画 漁 業 権	内区第1号 (夷隅川)	第1種	夷 隅 川	H. 30. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	いすみ市岬町和泉及び 岬町江場土地先 (夷隅川下流域)
	内区第2号 (夷隅川)	第1種	夷 隅 川	H. 30. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	いすみ市岬町和泉及び 岬町江場土地先 (夷隅川下流域)
	内区第3号 (一宮川)	第1種	一 松 内 水 面	H. 30. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	長生郡長生村一松地先 (一宮川下流域)
	内区第4号 (南白亀川)	第1種	南 白 亀 川	H. 30. 9. 1 から H. 35. 8. 31 まで	長生郡白子町剃金及び 古所地先 (南白亀川下流域)

地元地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
いすみ市	あおのり養殖 (9/1～翌 4/30)	毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。
いすみ市	あおのり養殖 (9/1～翌 4/30)	毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。
長生郡一宮町及び長生村	あおのり養殖 (9/1～翌 4/30)	毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。
長生郡白子町	あおのり養殖 (9/1～翌 4/30)	毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。